



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 5 1 3 号 令和 4 年 1 0 月 2 8 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 2 0	化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を定めた件	環境管理課
6 2 1	指定猟法禁止区域を指定する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
6 2 2	鳥獣保護区の存続期間を更新した件	同
6 2 3	鳥獣保護区特別保護地区を指定した件	同
6 2 4	特定猟具使用禁止区域を指定する件	同
6 2 5	漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件の一部を改正する件	水産振興課
6 2 6	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
6 2 7	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林整備課
6 2 8	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
6 2 9	道路の区域を変更する件	道路整備課

### 【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
8	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	
9	同	

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
1 0	特定調達契約について一般競争入札に付する件	
1 1	同	
1 2	同	

徳島県告示第六百二十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の三第一項の規定に基づき化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を定めたので、同条第五項の規定によりその内容を次のとおり公表する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百二十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 禁止に係る指定猟法の種類  
くくりわなを使用する方法

- 二 指定猟法禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名称	区 域	面積	存続期間
<p>権田・槍 戸指定猟 法禁止区 域</p>	<p>神山町と那賀町との境界線と一般国道一九三号との交点を起点とし、同所から同国道を南に進みおおつく谷との交点に至り、同所から同谷を西に進み標高八五〇メートル等高線との交点に至り、同所から同等高線を南に進み那賀郡那賀町沢谷に至り、同所から同等高線を西に進み坂州木頭川との交点に至り、同所から同川右岸標高八五〇メートル等高線を東に進み同町掛盤に至り、同所から同等高線を南西に進み同町白石に至り、同所から同等高線を西に進み中谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み同町木頭助に至り、同所から同等高線を北西に進み東蝉谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み蝉谷との交点に至り、同所から同等高線を西に進み西蝉谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み同町木頭和無田に至り、同所から同等高線を西及び北に進み棚谷との交点に至り、同所から同等高線を南及び北に進み折宇谷との交点に至り、同所から同等高線を南及び北に進み久井谷との交点に至り、同所から同等高線を南に進み同町木頭北川に至り、同所から同等高線を西及び北に進み高の瀬国有林一五四林班南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み町道剣山線（剣山スーパー林道）との交点に至り、同所から同町道を北及び東に進み那賀町と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み高城山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み那賀町と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一一、 四六〇 ヘクタ ール</p>	<p>令和四年 十一月一 日から令 和九年十 月三十一 日まで</p>

徳島県告示第六百二十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳥獣保護区 の名称	区 域	面 積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
				指定区分	指 定 目 的
神山森林公園 鳥獣保護区	徳島市及び神山町の徳島県立神山森林公園の全域、同公園に囲まれた民有地一円、名西郡神山町鬼籠野字一ノ坂七三六番地並びに町道笠木線と林道大地の森線との交点から同林道を南東に約一〇〇メートル進んだ横断暗渠の地点を起点とし、同所から同林道を県道鬼籠野国府線方面に約五〇〇メートル進み私道との交点に至り、同所から同私道を西に進み同公園の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北、東及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二九七ヘクタール	令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	この区域は、神山町北東部に位置し、広葉樹を中心とする植生となっており、多くの野生鳥獣が生息している。また、徳島県立神山森林公園として県民の憩いの場となっており、身近に野鳥と触れ合う環境が整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。
いきものふれあいの里 鳥獣保護区	神山町と佐那河内村との境界線と村道元山槻地線との交点を起点とし、同所から同村道を南東及び南に進み長迫の谷との交点に至り、同所から同谷を北及び東に進み府能谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み旭ヶ丸用水の取水口に至り、同所から同用水を北及び東に進み徳島県立佐那河内いきものふれあいの里昆虫観察の森に至り、同所から同森の境界線を右回りに進み村道旭ヶ丸線との交点に至り、同所から同村道を南に進み同村道の終点に至り、同所から稜線を東に進み村道大川原本線との交点に至り、同所から同村道を北及び東に進み小石の谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み標高八〇一メートルの地点に至り	四〇〇ヘクタール	同	同	この区域は、佐那河内村南部に位置し、天然の広葉樹を中心とする植生となっており、多くの野生鳥獣が生息している。区域内には希少な生物が生息する旭ヶ丸希少野生生物保護区や東三溪県立自然公園などが含まれており、県民の自然保護思想の普及に資するための環境が整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。

	<p>春森鳥獣保護区</p>
<p>、同所から小谷を北東に進み下あげ谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み村道大川原高原線との交点に至り、同所から同村道を東に約五五〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から四国電力中継所との見通し線を東に進み同村道との交点に至り、同所から同村道を北東に約一キロメートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を東及び北東に進み嵯峨川との交点に至り、同所から稜線を東に進み村道徳円寺線との交点に至り、同所から同村道を南及び東に進み中山谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み佐那河内村と勝浦町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同村と上勝町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同村と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>那賀郡那賀町長安の一般国道一九五号長安橋西詰を起点とし、同所から同国道を南に進み長安口ダム左岸に至り、同所から同ダムを南西に進み同ダム右岸に至り、同所から那賀川右岸を上流に進み八ヶ橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を下流に進み坂州木頭川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を上流に進み一般国道一九三号拝宮橋の対岸に至り、同所から同橋との見通し線を北に進み同橋に至り、同所から同国道を南に進み出合橋北詰に至り、同所から徳ヶ谷に通じる山道を東に進み同橋の東約三〇〇メートル地点にある柚子園を経て徳ヶ谷との交点に至り、同所から五郎谷に通じる山道を東に進み同谷との交点に至り、</p>
	<p>三八〇ヘクタール</p>
<p>同</p>	
	<p>森林鳥獣生息地</p>
<p>この地域の長安口ダムから出合橋までの南面森林は、壮齢人工林が主で餌となる下層植生は豊富というわけではないが、野生鳥獣生息条件の一つである隠れ場の提供に重要な役割を果たしている。また、区域内のダム人造湖には冬季に数種類のカモが多数飛来する。このため、この地域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護育成を図るも</p>	

	<p>同所から稜線の交点を北東に進み長安口へ通じる 山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	六〇〇へ クータル	同		<p>のである。</p>
<p>靱奥鳥獣保護区</p>	<p>海部郡海陽町多良字井口一番地の楠王神社を起点とし、同所から海部川左岸堤を東に進み同川河口に至り、同所から海岸線を南に進み那佐湾口に至り、同所から乳ノ崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸線を西に進み同町穴喰浦字那佐三四一番地の一に至り、同所から町道乳ノ元線を北西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み那佐湾防潮堤との交点に至り、同所から稜線を北に進み旧穴喰町と旧海部町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み馬路谷の東側の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北に進み標高六三メートルの地点に至り、同所から起点との見通し線を北に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域</p>	五〇〇へ クータル	同	同	<p>この区域は、三好市山城町及び西祖谷山村のJR小歩危駅とJR大歩危駅との中間地域の吉野川を挟んだ地域に位置する。ケヤキ、コナラ等の原生的な自然が多く残されており、一部にはヒノキ、スギ等の壮齢林との混交林も含まれ、多種多様な鳥獣の良好な生息地となつて居ることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。</p>
<p>大歩危鳥獣保護区</p>	<p>三好市山城町上名の一般国道三二号と県道上名西宇線との交点の北約三五〇メートルの地点を起点とし、同所から稜線を西及び北西に進み三等三角点上名（標高八三九・六メートル）を経て標高一、〇二四メートルの地点（通称水無山三角点）に至り、同所から稜線を北に進み標高九八九メートルの地点に至り、同所から稜線を東に進み堂床谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み同国道堂床橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同市西祖谷山村新道のJR土讃線と通称大谷との交点を起点とし、同所から同谷を東及び北東に進み</p>	同	同	同	<p>この区域は、三好市山城町及び西祖谷山村のJR小歩危駅とJR大歩危駅との中間地域の吉野川を挟んだ地域に位置する。ケヤキ、コナラ等の原生的な自然が多く残されており、一部にはヒノキ、スギ等の壮齢林との混交林も含まれ、多種多様な鳥獣の良好な生息地となつて居ることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。</p>

山道（通称国見街道）との交点に至り、同所から同山道を南に進み二等三角点国見山（標高一、四〇九・一メートル）に至り、同所から同山道を南西に進み標高一、一一四メートルの地点を経て大歩危峡舟下り出発点へ通じる稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進みJR土讃線との交点に至り、同所から同線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域



徳島県告示第六百二十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別保護地区の名称	区 域	面積	存続期間	指定区分	指 定 目 的
大歩危鳥獣保護区特別保護地区	三好市山城町上名の一般国道三二号と県道上名西宇線との交点の北約三五〇メートルの地点を起点とし、同所から稜線を西及び北西に進み三等三角点上名（標高八三九・六メートル）に至り、同所から稜線を北東に進み国道との交点に至り、同所から国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同市西祖谷山村新道のＪＲ土讃線と通称大谷との交点を起点とし、同所から同谷を東及び北東に約七〇メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を南東に進み同市西祖谷山村徳善へ通ずる山道との交点に至り、同所から同山道を南西及び南に進み大歩危峡舟下り出発点へ通じる稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進みＪＲ土讃線との交点に至り、同所から同線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一四四ヘクタール	令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで	森林鳥獣生息地	この区域は、三好市山城町及び西祖谷山村のＪＲ小歩危駅とＪＲ大歩危駅との中間地域の吉野川を挟んだ地域に位置する。ケヤキ、コナラ等の原生的な自然が多く残されており、一部にはヒノキ、スギ等の壮齢林との混交林も含まれ、多種多様な鳥獣の良好な生息地となっていることから、特別保護地区に指定し、良好な生息地の確保を図る。

徳島県告示第六百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名称	区 域	面 積	存続期間
鯛浜特定 猟具使用 禁止区域	徳島市川内町加賀須野の県道川内大代線旧道と今切川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を西、南及び北に進み旧吉野川との交点に至り、同所から同川右岸を西に進みJR高徳線との交点に至り、同所から同線を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東及び北に進み北島町と鳴門市との境界線上の共栄橋との交点に至り、同所から同橋を東に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南に進み今切川との交点に至り、同所から同川左岸を南、東及び北に進み県道川内大代線旧道との交点に至り、同所から起点との見通し線を南に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域	一四〇ヘクタール	令和四年十一月一日から令和九年十一月三十一日まで
大寺・第十新田特定猟具使用禁止区域	板野郡板野町大寺の大寺橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川右岸を南に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同川右岸を北西及び南西に進み第十樋門橋南詰に至り、同所から同樋門橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東及び南東に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同川左岸を北に進み宮川内谷川との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み豊年橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東に進み旧吉野川との交点に至り、同所から同川左岸を北及び東に進み大寺橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四〇ヘクタール	同
川内特定 猟具使用 禁止区域	徳島市川内町鈴江南の一般国道一一号吉野川大橋北詰を起点とし、同所から同国道を北に進み今切川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み宮島江湖川との交点に至り、同所から県道鳴門徳島自転車道線との見通し線を南に約七〇メートル進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東、南及び西に進み県道徳島環状線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	八四二ヘクタール	同

野上橋特定猟具使用禁止区域	<p>徳島市多家良町川縁の野上橋西詰を起点とし、同所から県道新浜勝浦線を南に約六〇〇メートル進んだ地点に至り、同所から勝浦川に設置された固定堰<small>せき</small>の天端を通る見通し線を東に進み徳島市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同橋との交点に至り、同所から同橋を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	九 ヘ ク タ 一 ル	同
豊岡・長原特定猟具使用禁止区域	<p>板野郡松茂町豊岡の今切川左岸公共岸壁と県道鳴門徳島自転車道線との交点を起点とし、同所から同県道を北東及び南東に進み臨港道路長原埠頭線との交点に至り、同所から同臨港道路を北に進み町道松茂一八号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道豊岡一二号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門徳島自転車道線との交点に至り、同所から同県道を南に進み今切川左岸河口に至り、同所から同川左岸を北に進み長原港南側堤防及び北側堤防を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	九 四 ヘ ク タ 一 ル	同
海南特定猟具使用禁止区域	<p>牟岐町と海陽町との境界線と一般国道五五号との交点を起点とし、同所から南東に見える岬先端との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から網代崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸線を南西に進み大里松原海岸東端を経て海部川河口に至り、同所から同川左岸堤を西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	一 〇 八 〇 ヘ ク タ 一 ル	同
阿波市市街地特定猟具使用禁止区域	<p>阿波市阿波町西林の県道鳴門池田線と県道船戸切幡上板線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み同市市場町南大俣を経て下喜来橋西詰に至り、同所から日開谷川右岸堤防の私道を北に進み市道日開谷川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道津田川島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道奈良坂古田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から同県道を東に進み阿波市市場町と同市土成町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を東に進み県道宮川内牛島停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道横道線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道小学校前線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道藤原工業団地線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道船戸切幡上板線との交点に至り、同所から同県道を東に進み宮川内谷川左岸堤防との交点に至り、同所から</p>	三 一 五 一 ヘ ク タ 一 ル	同

<p>西条大橋 特定猟具 使用禁止 区域</p>	<p>同堤防を南東に進み市道古田大井線との交点に至り、同所から同市道を東に進み阿波市と上板町との境界線との交点に至り、同所から町道四八六号線を東に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から宮川内谷川左岸堤防を東に進み上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南南西に進み県道徳島吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道三一八号との交点に至り、同所から同国道を南に進み県道香美吉野線との交点に至り、同所から同県道を西に進み国土交通省吉野川河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み市道西原日開谷橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道鳴門池田線日開谷橋東詰に至り、同所から同県道を西に進み県道仁賀木山瀬停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道大道南二号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道元町西原線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道岩津川久保線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道乙岩津岩津線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>二五ヘク タール</p>	<p>同</p>
<p>熊谷特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>阿波市吉野町西条の西条大橋北詰を起点とし、同所から国土交通省河川管理用道路を東北東へ約三〇〇メートル進んだ地点に至り、同所から同橋に平行に南南東に進み阿波市と吉野川市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西南西に約六〇〇メートル進んだ地点に至り、同所から同橋に平行に北北西に進み国土交通省河川管理用道路との交点に至り、同所から同道路を東北東に約三〇〇メートル進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>阿波市土成町土成の県道船戸切幡上板線と市道諏訪馬場線との交点を起点とし、同所から同市道を西に進み市道北原矢松線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道工業団地一号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大規模幹線農道線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道北原一号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み里道との交点に至り、同所から同里道を北に進み鈴川ダム左岸との交点に至り、同所から熊谷寺本堂北側にある治山堰堤との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から車谷池北端との見通し線を南東に進み同所に至り、同所から熊谷山の境の谷を北東に約八〇メートル進んだ地点に至り、同所から県道船戸切幡上板線との見通し線を南東に約一八〇メートル進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進</p>	<p>五八ヘク タール</p>	<p>同</p>

	み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
上馬路特定猟具使用禁止区域	三好市池田町馬路の深川谷と一般国道一九二号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み藤黒谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み深川谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	五〇へクタール	同
辻・西井川特定猟具使用禁止区域	三好市井川町辻の県道昼間辻線と一般国道一九二号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み同市井川町と同市池田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み三好市と東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み美濃田大橋との交点に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一三八へクタール	同
大原・上荒井特定猟具使用禁止区域	阿南市桑野町の県道羽ノ浦福井線と一般国道一九五号の分岐点を起点とし、同所から同国道を東に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を東に進みJR牟岐線の霜田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橋駅を経て橋第一踏切と市道東分長浜線との交点に至り、同所から同市道を西に進みため池沿いのアスファルト道との交点に至り、同所から採石場跡地西端との見通し線を北西に進み同所に至り、同所から長生参道を北東に進み津峯神社に至り、同所から同市長生町と同市見能林町との境界線を北に進み同市見能林町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同市宝田町と同市長生町との境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	七一六へクタール	同

徳島県告示第六百二十五号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和四年十月二十八日から施行する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表長原加入区の項中

- 2 船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
- 3 小型定置漁業
- 4 主として延縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
- 5 1、3及び4に掲げる漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

を

- 2 船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）及び主として延縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
- 3 小型定置漁業
- 4 1から3までに掲げる（2）にあつては、主として延縄を使用して営むもの。 （以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十

に改める。

う漁  
総ト  
の（  
用の  
船の  
満の  
漁業  
ては  
に限  
する  
トン

徳島県告示第六百二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、勝浦町長、牟岐町長及び藍住町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 勝浦町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年年度から令和元年度まで

(三) 成果の名称

勝浦町大字生名の一部（字野口、屋敷、神ノ木、太田、月ノ瀬、字下張）の地籍  
図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字生名字野口、字屋敷、字神ノ木、字太田、字月ノ瀬及び字下張  
（生名一地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

2 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成三十年年度及び令和元年度

(三) 成果の名称

勝浦町大字生名の一部（字北、中道、平間、御所、字坊ヶ谷、大前、平野）の地  
籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字生名字北、字中道、字平間、字御所、字坊ヶ谷、字大前及び字  
平野（生名三地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

3 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成二十七年度から令和元年度まで

(三) 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部（字大平、字生実、字稲原、字夷名田、字観音堂の一部、  
字黄檗、字坂本、字中野、字西平、字松尾）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字坂本字大平、字生実、字稲原、字夷名田、字観音堂の一部、字

黄檗、字坂本、字中野、字西平及び字松尾（坂本九地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

4 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和元年度まで

(三) 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部（字赤滝、字石ノ内、字大久保、字上久保、字菅ノ佐古、字栗佐古、字黒岩、字小出、字四郎ヶ谷、字菅ノ佐古、字李佐古、字高畑、字滝根、字月ノ久保、字尖岩、字轟谷、字日開谷、字枇杷窟、字宮平、字横滝、字観音堂の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字坂本字赤滝、字石ノ内、字大久保、字上久保、字菅ノ佐古、字栗佐古、字黒岩、字小出、字四郎ヶ谷、字菅ノ佐古、字李佐古、字高畑、字滝根、字月ノ久保、字尖岩、字轟谷、字日開谷、字枇杷窟、字宮平、字横滝及び字観音堂の一部（坂本十地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

5 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部（字猪ヶ田尾、字露ノ口、字休石）の地籍図及び地籍簿  
調査を行った地域

(四) 勝浦郡勝浦町大字坂本字猪ヶ田尾、字露ノ口及び字休石（坂本七地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

二 牟岐町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

牟岐町

2 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

3 成果の名称

海部郡牟岐町（大字中村字清水（中村六一、中村六一）、大字川長字関（川長五））の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

海部郡牟岐町大字中村字清水（中村六一地区及び中村六一地区）及び大字川長字関（川長五地区）



5 認証年月日

令和四年十月十八日

三 藍住町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

藍住町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

板野郡藍住町奥野字原及び山畑の各一部(原二地区・山畑一地区)の地籍図及び  
地籍簿

(四) 調査を行った地域

板野郡藍住町奥野字原及び字山畑の各一部(原二地区及び山畑一地区)

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

2 (一) 調査を行った者の名称

藍住町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

板野郡藍住町奥野字長江口(長江口地区)の地籍図及び地籍簿  
調査を行った地域

(四) 板野郡藍住町奥野字長江口(長江口地区)

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

徳島県告示第六百二十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町内山字井ノ元七、八、木頭助字中谷一八〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井ノ元七・八・字中谷一八〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第六百二十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和四年四月八日	板野工業有限公司 板野郡藍住町奥野字矢上前一七番地三 後藤 敏幸	徳島県知事許可 （般・二九） 第三五四〇号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （土木工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同 六月二日	橋本組 三好市三野町芝生三七三番地 橋本 芳久	同 （般・〇三） 第六〇一八号	同 （土木工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十日	マエダ建設 海部郡海陽町大里字飯持四五番地二 前田 伍市	同 （般・二九） 第四四五四号	同 （建築工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十四日	有限会社河野地研 徳島市八多町北内五番地 河野 昭	同 （般・〇二） 第五六四六号	同 （土木工事業に関する一般建設業許可）	同
同 二十四日	株式会社アラタ建設 徳島市八万町寺山一六七番地一 元木 智子	同 （特・〇三） 第四一四八号	同 （建築工事業及び大工工事業に関する特定建設業許可）	同



同	同 八月	新田 二十三 有限会社林工業 徳島市北島田町二丁目三〇番地 の三 林 久代	同 第七三九〇号	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	株式会社濱土建 徳島市南末広町二番七四号 濱 博文	同 (般・〇一) 第七〇六一四号	同 (管工事業及び造園工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	齋藤忠建設株式会社 鳴門市大麻町松村字土井八〇番 地 齋藤 廣恵	同 (般・〇四) 第九一七号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同 十九日	春日建設有限公司 徳島市入田町天ノ原七二番地 石井 光雄	同 (般・〇三) 第三六二六号	同 (大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同 二十三日	富岡建設株式会社 阿南市見能林町上かうや五番地 の二 岡久 眞澄	同 (特・〇四) 第八一五号	同 (解体工事業に関する特定建設業許可)	同
同	同 二十四日	有限会社宮誠建設 徳島市庄町五丁目八一番地の二 六七 宮本 明	同 (般・〇三) 第四〇七五号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設 工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同 三十日	有限会社岡田工務店 徳島市南田宮二丁目八番六号 岡田 光弘	同 (般・二九) 第八三五号	同 (土木工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同 九月 十二日	有限会社中尾建設 三好市東祖谷小川二〇番地一 中尾 正秀	同 (般・〇三) 第五一二五号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び舗装工事業 に関する一般建設業許可)	同
同	同	株式会社片山組	同	同	同

二十一日	海部郡美波町奥河内字寺前四九〇番地八 片山 裕道	(般・二九) 第一一三六号	(建築工事業に関する一般建設業許可)	
同	有限会社山菱 阿南市山口町森国一〇八番地一 久米 紀福	同 (般・〇二) 第三三〇二号	同 (土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十六日	野上建設株式会社 勝浦郡勝浦町大字棚野字鍛冶地 一番地の五 野上 久仁栄	同 (般・三〇) 第二六八号	同 (建築工事業、大工工事業及び管工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	同 (特・三〇) 第二六八号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業許可)	同
同	株式会社菅原塗装 徳島市津田海岸町六番一〇号 菅原 清司	同 (般・〇一) 第一四五二号	同 (土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十八日	株式会社松葉建設 徳島市中吉野町二丁目一九番地 松田 健作	同 (般・〇二) 第三五七九号	同 (大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同



徳島県病院局告示第八号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第七百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
ER棟医療情報システム構築業務
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県病院局経営改革課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和四年八月二十九日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社徳島支社  
徳島市かちどき橋二丁目二十九番地一
- 五 契約金額  
一億三千八百二十七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第二号



徳島県病院局告示第九号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量  
X線一般撮影装置（長尺仕様） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県病院局経営改革課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和四年九月十二日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社島津製作所四国支店  
高松市番町一丁目六番一
- 五 契約金額  
三千三百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第八号

徳島県病院局告示第十号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量  
注射薬自動払出システム 一式
- 2 購入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 納入期限  
令和五年三月三十一日（金曜日）
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当（電話〇八八 六二一 二二四〇）

四 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当（電話〇八八 六二一 二二四〇）

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書に関し県から説明

を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 2 応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

### (一) 受領期限

令和四年十一月二十五日（金曜日）午後五時

### (二) 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当

### (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

## 六 入札手続等

### 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

#### (一) 日時

令和四年十二月八日（木曜日）午前十時二十分

#### (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局会議室

#### (三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

### 2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

#### (一) 受領期限

令和四年十二月七日（水曜日）午後五時

#### (二) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当

### 3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金及び契約保証金

免除

### 6 入札の無効

#### (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって

封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

## 8 契約書の作成の要否

要

## 9 その他

詳細は、入札説明書による。

## 七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased

Injection Drug Dispensing System 1 set

2 Time limit for the submission of application forms and relevant documents

for the qualification

5:00 p. m, November 25, 2022

3 Date of Tender

10:20 a. m, December 8, 2022

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p. m, December 7, 2022)

4 Contact point for the notice

Management Reform Division, Prefectural Hospitals Bureau

Tokushima Prefectural Government

1-1Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture

Phone: 088-621-2240

徳島県病院局告示第十一号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量  
生体情報モニター 一式
- 2 購入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 納入期限  
令和五年三月三十一日（金曜日）
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当（電話〇八八 六二一 二二四〇）

四 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当（電話〇八八 六二一 二二四〇）

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書に関し県から説明

を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 2 応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

### (一) 受領期限

令和四年十一月二十五日（金曜日）午後五時

### (二) 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当

### (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

## 六 入札手続等

### 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

#### (一) 日時

令和四年十二月八日（木曜日）午前十時四十分

#### (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局会議室

#### (三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

### 2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

#### (一) 受領期限

令和四年十二月七日（水曜日）午後五時

#### (二) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当

### 3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金及び契約保証金

免除

### 6 入札の無効

#### (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

## 8 契約書の作成の要否

要

## 9 その他

詳細は、入札説明書による。

## 七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased  
patient monitor system 1 set

2 Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

5:00 p. m, November 25, 2022

3 Date of Tender

10:40 a. m, December 8, 2022

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p. m, December 7, 2022)

4 Contact point for the notice

Management Reform Division, Prefectural Hospitals Bureau

Tokushima Prefectural Government

1-1Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture

Phone: 088-621-2240

徳島県病院局告示第十二号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量  
乳房X線撮影装置及び保守業務一式
- 2 購入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 納入期限  
令和五年三月三十一日（金曜日）
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当（電話〇八八 六二一 二二四〇）

四 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当（電話〇八八 六二一 二二四〇）

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書に関し県から説明



を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 2 応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

### (一) 受領期限

令和四年十一月二十五日（金曜日）午後五時

### (二) 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当

### (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

## 六 入札手続等

### 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

#### (一) 日時

令和四年十二月八日（木曜日）午前十一時

#### (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局会議室

#### (三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

### 2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

#### (一) 受領期限

令和四年十二月七日（水曜日）午後五時

#### (二) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課経営戦略担当

### 3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金及び契約保証金

免除

### 6 入札の無効

#### (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

## 8 契約書の作成の要否

### 9 契約書の作成に係る注意事項

今回の入札においては、機器納入後、稼働開始から一年間の無償保証期間の満了後以降五年間の保守経費についても含めるものとする。

ただし、物品売買契約と保守業務委託契約とは別々に締結することとし、保守業務委託契約の締結に当たっては、その契約条項に「この契約は徳島県長期継続契約(平成十七年徳島県条例第十八号)に関する条例の規定に基づき長期継続契約であるため翌年度以降において、歳出予算の当該金額について、減額又は削除があつた場合は当該契約は解除する」旨を規定する。

## 10 その他

詳細は、入札説明書による。

## 七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased as described in the application and maintenance 1 set

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification  
5:00 p.m., November 25, 2022

3 Date of Tender

11:00 a.m., December 8, 2022

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., December 7, 2022)

4 Contact point for the notice

Management Reform Division, Prefectural Hospitals Bureau

Tokushima Prefectural Government

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture

Phone: 088-621-2240